

【協議案第 20 号 追加資料1】

使用料の主なものを抜粋している。

※ 使用料金の設定は、普通使用、特別使用、営利目的等の区分がされているもの、時間あたり、半日、全日等の時間設定がされているもの等、施設によって多様である。

基本料金のみ抜粋し、超過使用料や暖房、設備使用料等の追加料金は記載していない。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
総務関係使用料	行政財産使用料 土地使用料 公有財産台帳価格×4/100 建物使用料 公有財産台帳価格×8/100	庁舎行政財産使用料 土地使用料 公有財産台帳価格×3.6/100 建物使用料 公有財産台帳価格×7.2/100	- 庁舎使用料 土地使用料 公有財産台帳価格×4/100 建物使用料 公有財産台帳価格×8.2/100 - 法定外公共用財産使用料 (地方自治法、道路法で定める額)	合併時に大館市の制度に統一する。
墓地使用料	- 墓地使用料 220,000円(4㎡)～6,600,000円(120㎡) - ペット霊園使用料 3,150円～14,000円	墓地永代使用料 220,000円～260,000円(5㎡)	墓地永代使用料 175,000円(5㎡)	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
民生関係使用料	・老人福祉センター使用料 (130円～600円) ・ケアハウス使用料 (10,000円～67,100円) ・小規模作業所使用料 白沢ミニ通所センター使用料 (0円～26,500円) ・ふれあいセンター使用料 (500円～1,000円)	・高齢者生きがいセンター使用料 (1,050円～3,670円) ・福祉保健総合センター使用料 (100円～7,870円) ・八木橋地域福祉センター使用料 (1,050円～5,250円)	・老人福祉センター使用料 (600円～2,100円) ・総合福祉センター使用料 (600円～2,100円) ・はやぐち児童館使用料 (420円～840円)	現行のとおりとする。
労働関係使用料	・技能センター使用料 (310円～1,570円) ・労働福祉会館使用料 (520円～12,600円) ・地域職業訓練センター使用料 (100円～500円) ・労働者総合福祉センター使用料 (100円～300円)			現行のとおりとする。
農林水産関係使用料	・農業会館使用料 (1,050円)	・農村婦人の家使用料 (100円～5,040円) ・構造改善センター使用料 (無料～5,250円) ・高齢者生産活動施設使用料 (100円～5,670円) ・高齢者・若者センター使用料 (100円～5,250円)		現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
商工観光関係使用料	・二井田市民集会所使用料 (100円～2,000円) ・湯夢湯夢の里使用料 (50円～5,000円)	・プルミエ比内使用料 (150円～630円)	・五色湖施設使用料 緑地公園分 (100円～1,020円) ロッジ分 (510円～2,040円)	現行のとおりとする。
建設関係使用料	・住宅使用料 市営住宅家賃 (公営住宅法で定めた額)	・住宅使用料 町営住宅家賃 (公営住宅法で定めた額)	・町営住宅使用料 (公営住宅法で定めた額)	現行のとおりとする。
			・定住化住宅使用料 (23,000円～34,000円)	現行のとおりとする。
	・道路使用料 道路占用料 (5円～4,400円)	・道路橋梁使用料 道路占用料 (4円～1,600円)	・道路占用料 (4円～1,600円)	国の基準に従い合併時に統一する。
	・公園施設使用料 長根山野球場 (1,570円～73,500円) 長根山陸上競技場 (190円～126,000円) 長根山テニスコート (100円～8,400円) 公園敷地及び管理棟 (520円～1,890円) ニツ山テニスコート (160円～12,600円)			現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
教育関係使用料	・ 幼稚園使用料 (6,500円) ・ 公民館使用料 (130円～8,820円) ・ 市民文化会館使用料 (420円～53,550円) ・ 鳥潟会館使用料 (100円～730円) ・ 体育館使用料 市民体育館 (100円～3,280円) 城西体育館 (100円～3,280円) 釈迦内体育館 (100円～3,280円) 十二所体育館 (100円～3,280円) 花岡体育館 (100円～3,280円) ・ プール使用料 (無料～200円) ・ スキー場使用料 (50円～840円) ・ あやめ苑使用料 (140円～620円) ・ 郷土博物館使用料 (50円～300円)	・ 公民館使用料 (100円～10,500円) ・ 町民体育館センター使用料 (50円～3,150円) ・ 民舞伝習館使用料 (2,100円～7,350円) ・ テニスコート使用料 (50円～210円) ・ 達子森野球場使用料 (570円～84,000円)	・ 総合開発センター使用料 総合開発センター分 (420円～11,550円) 附属体育館分 (6,720円～13,120円) ・ 地域コミュニティセンター使用料 岩野目センター分 (420円～1,570円) 大野センター分 (420円～1,570円) 山田センター分 (420円～1,570円) 越山センター分 (420円～1,570円) ・ 公民館使用料 岩瀬公民館分 (420円～1,570円) 谷地の平公民館分 (420円～1,570円) 西公民館分 (420円～1,570円) 本郷公民館分 (420円～1,570円) ・ 町民体育館使用料 (100円～33,600円)	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
教育関係使用料	・大館樹海ドーム等使用料 (80円～672,000円) ・児童育成施設使用料 (3,000円)		・地域体育館使用料 赤川体育館分 (840円～13,120円) - 岩野目体育館分 (840円～13,120円) - 大野体育館分 (840円～13,120円) ・小畑勇二郎記念館入館料 (50円～210円) ・町民野球場使用料 (420円～10,500円) ・町民テニスコート使用料 (210円～1,280円) ・スポーツ公園使用料 (260円～5,250円)	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
その他 水道料	口径13mm料金(一般家庭用)20m ³ 使用の場合 3,769円	口径13mm料金(一般家庭用)20m ³ 使用の場合 4,032円	口径13mm料金(一般家庭用)20m ³ 使用の場合 簡水 2,940円	平成19年度まで現行のとおりとする。平成20年度から新料金を設定の上、統一する。
公共下水 道使用料	水量(20m ³)使用の場合 公共 3,045円 農集 一定	水量(20m ³)使用の場合 公共 3,045円 農集 3,045円	水量(20m ³)使用の場合 公共 2,625円 農集 一定	平成19年度まで現行のとおりとする。平成20年度から新料金を設定の上、統一する。
学校給食 費	1人当たり 小学校 1日 263円 中学校 1日 281円	1人当たり 小学校 1日 260円 中学校 1日 290円	1人当たり 小学校 (内、町負担分) 1日 255円 (45円) 中学校 (内、町負担分) 1日 290円 (50円)	大館市、比内町は現行のとおりとする。 田代町は、平成17年度は現行のとおりとし、町負担分を順次引き下げ、平成19年度に町負担分を廃止する。
保育料	所得税8万円以上10万円未満世帯 3歳児の場合 34,200円	所得税8万円以上10万円未満世帯 3歳児の場合 27,240円	所得税8万円以上10万円未満世帯 3歳児の場合 24,900円	平成19年度まで、大館市は順次引き下げ、比内町、田代町は順次引き上げる。 平成20年度から保育料を統一する。

(単位：円)

項 目 手数料の主なものを抜粋している。 (手数料（徴収）条例及び関係条例より)		各市町の現況（平成１６年４月１日現在）						調 整 方 針
		大 館 市		比 内 町		田 代 町		
		単 位	金 額	単 位	金 額	単 位	金 額	
戸籍	戸籍の謄本・抄本	１通	４５０	１通	４５０	１通	４５０	現行のとおりとする。
	戸籍の記載事項証明	１件	３５０	１件	３５０	１件	３５０	
	除籍の謄本・抄本	１通	７５０	１通	７５０	１通	７５０	
	除籍の記載事項証明	１件	４５０	１件	４５０	１件	４５０	
	届出・申請の受理又は届出その他の書類 の記載事項証明	１通	３５０	１通	３５０	１通	３５０	
	上質紙を用いた婚姻・離婚・養子縁組・ 養子離縁又は認知の届出の受理証明	１通	１,４００	１通	１,４００	１通	１,４００	
	届出その他の書類の閲覧	１件	３５０	１件	３５０	１件	３５０	
住民基本台帳	住民票の閲覧	１世帯	２００	１件	１００	１件	１００	合併時に大館市の制度に統一する。
	住民票の写しの交付	１件	２００	１件	１００	１枚	１００	
	住民票の写しの広域交付	１枚	２００	１件	１００	１枚	１００	
	住民基本台帳カードの交付	１件	５００	１枚	５００	１枚	５００	
	戸籍の附票の写しの交付	１枚	２００	１件	１００	１件	１００	
	外国人登録に関する証明	１枚	２００	１件	１００	１件	１００	
	身分に関する証明	１枚	２００	１件	１００	１件	１００	
印鑑等	印鑑証明	１枚	２００	１件	１００	１枚	１００	合併時に大館市の制度に統一する。
	印鑑登録証の交付	１件	３００	１件	２００	１件	１００	
	印鑑登録証の再交付	１件	３００	１件	２００	１件	１００	
	印鑑登録証の亡失による再交付	１件	８００	１枚	４００	１件	１００	
	自動車の臨時運行許可証の交付	１両	７５０	１両	７５０			

(単位：円)

項 目 手数料の主なものを抜粋している。 (手数料（徴収）条例及び関係条例より)		各市町の現況（平成１６年４月１日現在）						調 整 方 針
		大 館 市		比 内 町		田 代 町		
		単 位	金 額	単 位	金 額	単 位	金 額	
税証明等	住宅用家屋証明	１件	1,300	１件	1,300	１件	1,300	合併時に大館市の制度に統一する。
	租税公課に関する証明	１通	200	１件	100	１件	100	
	納税に関する証明	１税目	200	１枚	100	１枚	100	
	督促	１通	100	１通	100	１通	100	
	固定資産課税台帳登録証明	１枚	200	１枚	100	１通	100	
狂犬病予防	犬の登録	１頭	3,000	１頭	3,000	１頭	3,000	現行のとおりとする。
	狂犬病予防注射済票交付	１頭	550	１頭	550	１頭	550	
	犬の鑑札再交付	１頭	1,600	１頭	1,600	１頭	1,600	
	狂犬病予防注射済票再交付	１頭	340	１頭	340	１頭	340	
都市計画	優良住宅新築認定手数料							合併時に大館市の制度に統一する。
	新築住宅の床面積の合計							
	100㎡以下		6,200		6,200		6,200	
	100㎡を超え500㎡以下		8,600		8,600		8,600	
	500㎡を超え2,000㎡以下		13,000		13,000		13,000	
	2,000㎡を超え10,000㎡以下		35,000		35,000		35,000	
	10,000㎡を超え50,000㎡以下		43,000		43,000		43,000	
	50,000㎡を超えるとき		58,000					
	優良宅地造成認定手数料		86,000		86,000		86,000	現行のとおりとする。

(単位：円)

項 目 手数料の主なものを抜粋している。 （手数料（徴収）条例及び関係条例より）		各市町の現況（平成１６年４月１日現在）						調 整 方 針
		大 館 市		比 内 町		田 代 町		
		単 位	金 額	単 位	金 額	単 位	金 額	
その他	情報公開に関する公文書の写し	1枚	20	A3 A4, B4	30 20	1 枚	10	合併時に大館市の制度に統一する。
	地積調査成果図面の写しの交付	1 枚	200	A2 B3	280 140	1 枚	100	合併時に大館市の制度に統一する。
	上記以外のもの	1 件	200	1 件	100	1 件	100	合併時に大館市の制度に統一する。

大館市・比内町・田代町 児童実態 (施設入所児童数) 調

※県「要保育児童の実態調査(4月1日現在)」による

① 認可保育所

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
大館市	公立	4	10	34	47	91	99	380
	私立	2	16	31	44			91
	計	6	26	65	91	91	99	471
比内町	公立	3	8	31	39	67	60	292
	私立							
	計	3	8	31	39	67	60	292
田代町	公立	1	4	15	20	49	49	190
	私立							
	計	1	4	15	20	49	49	190
3市町計	公立	8	22	80	106	207	208	862
	私立	2	16	31	44			91
	計	10	38	111	150	207	208	953

② へき地保育所

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
大館市	9			16	93	96	123	328
比内町	1				8	2	5	15
田代町								
3市町計	10			16	101	98	128	343

③ 幼稚園

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
大館市	公立	3				56	64	120
	私立	7			6	164	261	641
	計	10			6	164	274	761
比内町	公立							
	私立	1		1	9	11	19	40
	計	1		1	9	11	19	40
田代町	公立							
	私立							
	計							
3市町計	公立	3				56	64	120
	私立	8		7	173	272	229	681
	計	11		7	173	328	293	801

④ 児童館 (集団指導)

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
大館市	4			9	39	44	37	129
比内町								
田代町								
3市町計	4			9	39	44	37	129

⑤ 認可外保育施設

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
大館市	5	25	38	45	13	1	1	123
比内町								
田代町								
3市町計	5	25	38	45	13	1	1	123

⑥ 事業所内託児施設

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
大館市	4	1	4	8	1	2		16
比内町	1							
田代町								
3市町計	5	1	4	8	1	2		16

⑦ 施設入所児童数 計 (①～⑥)

	施設数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
大館市	38	52	107	175	401	559	534	1828
比内町	6	8	31	40	84	73	111	347
田代町	1	4	15	20	49	49	53	190
3市町計	45	64	153	235	534	681	698	2365

参考 : 幼児人口

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
大館市	475	477	522	501	567	538	3,080
比内町	76	79	80	92	74	113	514
田代町	20	54	40	54	49	53	270
3市町計	571	610	642	647	690	704	3,864

保育料収入見込額比較表（認可保育所分）

(単位:千円)

	現行保育料①	新市保育料案		比内町 基準適用		田代町 基準適用	
		保育料 ②	現行との差②－①	保育料 ③	現行との差③－①	保育料 ④	現行との差④－①
大館市	96,065	76,791	▲19,274	71,517	▲24,548	64,094	▲31,971
比内町	46,475	50,129	3,654	46,475	0	42,816	▲3,659
田代町	27,868	32,473	4,605	30,146	2,278	27,868	0
1市2町 計	170,408	159,393	▲11,015	148,138	▲22,270	134,778	▲35,630

※算出方法 平成15年度の各月初日現在の在籍児童数(実績)による見込み (途中入退所除く)

◎国庫負担金の一般財源化に伴う影響額比較表（公立保育所）

（単位：千円）

平成15年度制度 (負担金)	国・県負担金		普通交付税算入分	計 ①
	国 (1/2)	県(1/4)		
	154,862	77,430	77,430	309,722
平成16年度制度 (一般財源化)	普通交付税算入分		所得譲与税 (見込額)	計 ②
	201,306		66,353	267,659
※算出方法 平成15年度決算ベースによる。				差し引き (②－①)
				▲ 42,063

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1. 住居表示実施区域	【住居表示実施区域】 4 7 青葉町 赤館町 有浦1丁目～6丁目 泉町 御成町1丁目～4丁目 片山町1丁目～3丁目 北神明町 小館町 幸町 清水1丁目～5丁目 城西町 水門町 住吉町 常盤木町 中神明町 中道1丁目～3丁目 根下戸町 根下戸新町 東台1丁目～7丁目 御坂町 美園町 南神明町 餅田1丁目～2丁目 豊町	【住居表示実施区域】 該当なし	【住居表示実施区域】 該当なし	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成１６年４月１日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
２．大字のない区域	【大字のない区域】 ５３ 相染沢中岱 赤館 池内道上 池内道下 板子石境 一心院南 一本杉 上町 裏町 扇田道下 大田面 大館 大町 片町 金坂 金坂後 観音堂 桂城 小釈迦内道上 小釈迦内道下 桜町 桜町南 三ノ丸 清水堰合 下綱 新町 水門前 象ヶ鼻 代野 館下 鉄砲場 土飛山下 長木川南 長倉 中城 中町 長根山下 七曲岱 新綱 二本杉後 沼館道上 沼館道南 馬喰町 八幡 八幡沢岱 東台 二ツ屋境 古川町 部垂町 松館 向町 谷地町 谷地町後	【大字のない区域】 該当なし	【大字のない区域】 該当なし	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成１６年４月１日現在）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
３．大字名	【大字名】 ４ ６ 柄沢 釈迦内 商人留 松峰 松木 沼館 上代野 下代野 東 大茂内 茂内 芦田子 雪沢 中山 山館 餌釣 池内 根下戸 小館花 片山 餅田 立花 川口 櫃崎 赤石 板沢 小袴 大披 出川 二井田 下川原 本宮 比内前田 杉沢 大子内 十二所 葛原 猿間 軽井沢 曲田 道目木 花岡町 粕田 橋桁 白沢 長走	【大字名】 １ ３ 扇田 独鈷 中野 味噌内 新館 達子 笹館 谷地中 片貝 八木橋 白沢水沢 小坪沢 大葛	【大字名】 ６ 早口 岩瀬 山田 外川原 長坂 山瀬	大館市は現行のとおりとする。 比内町の名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。 <u>田代町は現行のとおりとする。</u>

町（字）の区域および名称の取扱いについて

◎ 町（字）の名称の具体例

		内 容	合 併 前	合 併 後
新 市 名 称	大 館 市 の 区 域	区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。	大館市御成町○丁目○番○号 大館市字中城○番地 大館市十二所字上川代○番地 大館市花岡町字堂屋敷○番地	大館市御成町○丁目○番○号 大館市字中城○番地 大館市十二所字上川代○番地 大館市花岡町字堂屋敷○番地
	比 内 町 の 区 域	区域内の町（字）の区域は現行のとおりとする。 名称は、現行の大字の前に「比内町」の名称を付ける。	比内町扇田字上中島○番地 比内町独鈷字沢村○番地 比内町谷地中字大巻○番地 比内町大葛字大葛家後○番地	大館市比内町扇田字上中島○番地 大館市比内町独鈷字沢村○番地 大館市比内町谷地中字大巻○番地 大館市比内町大葛字大葛家後○番地
	田 代 町 の 区 域	<u>区域内の町（字）の区域及び名称は、現行のとおりとする。</u>	田代町早口字深沢岱○番地 田代町岩瀬字大柳○番地 田代町山田字山田○番地 田代町外川原字上屋布○番地 田代町長坂字屋敷○番地 田代町山瀬字赤川○番地	大館市早口字深沢岱○番地 大館市岩瀬字大柳○番地 大館市山田字山田○番地 大館市外川原字上屋布○番地 大館市長坂字屋敷○番地 大館市山瀬字赤川○番地

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
1. 介護保険 認定審査会	・大館周辺広域市町村圏組合に介護認定審査会において、被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査、判定。 ・1次判定については各構成市町が全国共通ソフトにより判定。 ・2次判定については本組合介護認定審査会で判定 ・50人の委員が8合議体に分かれて順番に審査している。 ・平成15年度の審査会開催回数は175回	左に同じ	左に同じ	合併時に大館市に統合する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
2. 第1号被 保険者の保 険料率	・ 条例で3年に1回設定 平成15年度～平成17年度 基準額 月額 3,703円 ・ 所得段階は1段階～5段階 ・ 所得段階別保険料の算定 第1段階 基準額×0.4 (年額 17,774円) 第2段階 基準額×0.65 (年額 28,883円) 第3段階 基準額 (年額 44,436円) 第4段階 基準額×1.36 (年額 60,432円) 第5段階 基準額×1.66 (年額 73,763円)	・ 条例で3年に1回設定 平成15年度～平成17年度 基準額 月額 3,450円 ・ 所得段階は1段階～5段階 ・ 所得段階別保険料の算定 第1段階 基準額×0.5 (年額 20,700円) 第2段階 基準額×0.75 (年額 31,050円) 第3段階 基準額 (年額 41,400円) 第4段階 基準額×1.25 (年額 51,750円) 第5段階 基準額×1.5 (年額 62,100円)	・ 条例で3年に1回設定 平成15年度～平成17年度 基準額 月額 3,300円 ・ 所得段階は1段階～5段階 ・ 所得段階別保険料の算定 第1段階 基準額×0.5 (年額 19,800円) 第2段階 基準額×0.75 (年額 29,700円) 第3段階 基準額 (年額 39,600円) 第4段階 基準額×1.25 (年額 49,500円) 第5段階 基準額×1.5 (年額 59,400円)	平成17年度まで 現行のとおりとし、 平成18年度から統 一する。
3. 第1号被保 険者の納期	【普通徴収】 第1期 7/ 1～ 7/31 第2期 8/ 1～ 8/31 第3期 9/ 1～ 9/30 第4期 10/ 1～10/31 第5期 11/ 1～11/30 第6期 12/ 1～12/25 第7期 1/ 1～ 1/31	【普通徴収】 第1期 7/ 1～ 7/31 第2期 8/ 1～ 8/31 第3期 9/ 1～ 9/30 第4期 10/ 1～10/31 第5期 11/ 1～11/30 第6期 12/ 1～12/31 第7期 1/ 4～ 1/31	【普通徴収】 第1期 7/ 1～ 7/末日 第2期 8/ 1～ 8/末日 第3期 9/ 1～ 9/末日 第4期 10/ 1～10/末日 第5期 11/ 1～11/末日 第6期 12/ 1～12/25 第7期 1/ 1～ 1/末日 第8期 2/ 1～ 2/末日	合併時に大館市の 納期に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
4. 介護保険事業計画運営委員会	【名称】大館市介護保険事業計画運営委員会 【任期】2年 【委員】 ・医療関係者 4名 ・保険福祉関係者 8名 ・学識関係者 3名 ・被保険者代表 4名 ・費用負担関係者代表 1名 ・市職員 4名 計24名 【報酬】 日額 7,000円	【名称】比内町介護保険事業運営協議会 【任期】3年 【委員】 ・被保険者を代表する委員 5名 ・学識経験者 2名 ・介護サービスに関する事業に従事する者 2名 計9名 【報酬】 年額 25,300円	【名称】田代町介護保険運営協議会 【任期】2年 【委員】 ・医師及び介護に関し学識を有するもの 2名 ・介護サービス事業に従事するもの 2名 ・被保険者を代表するもの 2名 計6名 【報酬】 日額 6,000円	合併時に大館市の制度に統合する。
5. 介護保険事業計画	【概要】 介護保険サービスの現状と課題を分析し介護基盤の整備を図る。またH15年度～17年度の第1号被保険者の介護保険料基準額が定められる。 【附属機関】 大館市介護保険事業計画運営委員会（委員24名）	【概要】 介護保険サービスの現状と課題を分析し介護基盤の整備を図る。またH15年度～17年度の第1号被保険者の介護保険料基準額が定められる。 【附属機関】 比内町介護保険事業計画策定推進委員会（委員19名）	【概要】 介護保険サービスの現状と課題を分析し介護基盤の整備を図る。またH15年度～17年度の第1号被保険者の介護保険料基準額が定められる。 【附属機関】 田代町介護保険運営協議会（委員6名）	平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から統一する。

項 目	各市町の現況（平成１６年４月１日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
6 .介護保険料の減免	【対象者】 (1)災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、または死亡、失業、不作等により収入が著しく減少した場合。 ※介護保険法第１４２条の規定による。	【対象者】 (1)災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、または死亡、失業、不作等により収入が著しく減少した場合。 ※介護保険法第１４２条の規定による。 (2)次の全てに該当する者 ①世帯全員が町民税非課税であること。 ②世帯全員が所得（収入から必要経費の控除、給与所得控除・公的年金控除を行った後の額）がないこと。 ③世帯の年間収入金額が 84 万円以下であること（世帯 3 人以上の場合は 1 人当たり 42 万円を加算） ④町民税課税者に扶養されていないこと。 ⑤町民税課税者と生計を共にしていないこと。 ⑥資産等を活用してもなお、生活が困窮している状態にあること。	【対象者】 (1) 災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、または死亡、失業、不作等により収入が著しく減少した場合。 ※介護保険法第１４２条の規定による。	平成１７年度まで 現行のとおりとし、 平成１８年度から制度を再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【実施時期】 ・特別徴収の場合、対象年金給付の支払月の前々月15日迄。 ・普通徴収の場合、納期限前7日までに書類を添付して申請する。 【実績】 平成12～15年度 なし	【実施時期】 ・特別徴収の場合、対象年金給付の支払月の前々月の7日迄。 ・普通徴収の場合、納期限前7日までに書類を添付して申請する。 【実績】 平成12～14年度 なし 平成15年度 15件 (2段階→1段階)	【実施時期】 ・特別徴収の場合、対象年金給付の支払月の前々月15日迄。 ・普通徴収の場合、納期限前7日までに書類を添付して申請する。 【実績】 平成12～15年度 なし	
7. 介護保険利用者負担金の減免	【要件】 災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合、または死亡、失業、不作為等により収入が著しく減少した場合。 【減免】 減免の割合は、損害の程度や収入の減少程度によって決まり、減免は3ヶ月以内の期間に限る。 ※介護保険法第50条・60条の規定による 【実績】 平成12～15年度 実績なし	未実施	未実施	合併時に大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成１６年４月１日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
８．介護保険 要介護認定 訪問調査	要介護・要支援にかかる新規申請、更新申請、認定変更、区分変更申請を受理し要介護認定の一次判定資料を作成するための認定調査等を実施する。 市で実施	要介護・要支援にかかる新規申請、更新申請、認定変更、区分変更申請を受理し要介護認定の一次判定資料を作成するための認定調査等を実施する。 居宅介護支援事業者へ委託	要介護・要支援にかかる新規申請、更新申請、認定変更、区分変更申請を受理し要介護認定の一次判定資料を作成するための認定調査等を実施する。 居宅介護支援事業者へ委託	<u>平成１８年度まで</u> <u>現行のとおりとし、</u> <u>平成１９年度から大</u> <u>館市の制度に統一す</u> <u>る。</u>

平成15年度要介護認定訪問調査状況

市・町名	実施形態	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
大館市	市実施分	298	279	316	320	301	280	227	170	174	195	213	304	3,077
	委託分	87	86	143	108	77	111	80	29	72	50	71	83	997
	計	385	365	459	428	378	391	307	199	246	245	284	387	4,074
比内町	委託(在宅)	67	66	68	69	75	69	45	48	59	50	44	80	740
	委託(施設)	5	22	4	2	8	5	13	12	1	3	5	4	84
	計	72	88	72	71	83	74	58	60	60	53	49	84	824
田代町	委託(在宅)	36	47	40	56	34	37	25	29	41	33	21	46	445
	委託(施設)	4	2	24	7	6	7	2	4	10	6	11	7	90
	計	40	49	64	63	40	44	27	33	51	39	32	53	535

※ 大館市では、在宅サービス利用者については市の訪問調査員が調査を実施しており、施設入所者については当該施設に調査を委託しております。